

【 小 型 空 調 契 約 】

（ 選 択 約 款 ）

2025年6月1日実施

入間ガス株式会社

目次

1. 目的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 早収料金	3
7. 精算	3
8. 解約	3
9. 料金の支払方法	3
10. その他	3
付則	4
(別 表)	5

1. 目的

この選択約款【小型空調契約】(以下「この選択約款」といいます。)は、小型空調機器をご利用いただいているお客さま向けに、ガスの料金(以下「料金」といいます。)その他の供給条件を定めたものです。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合は、原則として、料金にかかわる条件は変更後、最初の定例検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の約款によるものとし、(3)および(4)に従ってお客さまにお知らせします。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、(4)に定める場合を除き、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約締結後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更の場合、その他ガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合は、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「小型空調契約」(以下「本契約」といいます。)とは、この選択約款に基づきお客さまと当社との間で締結する契約をいいます。
- (2) 「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器および冷凍能力105.5kw(30US.RT)以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (3) 「冬期」とは、1月分(12月検針日の翌日から翌1月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)と12月分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)の4か

月間をいいます。

- (4)「その他期」とは、4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの8か月間をいいます。

4. 適用条件

次の各号のすべてを満たすことをこの選択約款の適用条件といたします。

- ①小型空調機器を使用する需要であること。
- ②小型空調機器のガスの使用量を計量する専用のガスメーター(以下「小型空調機器専用ガスメーター」といいます。)を設置すること。
- ③当社が①および②の条件が満たされているかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾すること。
- ④お客さまが本契約を希望されること。

5. 契約の締結

- (1)この選択約款に関する契約は、お客さまが当社の定める方法により申込みをしていただき、当社が申込みを承諾したときに成立いたします。(以下、当社が申込みを承諾した日を「契約成立日」といいます。)
- (2)契約期間は次のとおりといたします。
 - ①新たにこの選択約款に基づき契約が成立した場合は、契約成立日後、最初の定例検針日の翌日を契約開始日といたします。なお契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日(以下「使用開始日」といいます。)に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。
 - ②契約期間は、契約開始日からその翌日以降最初に到来する12月の定例検針日までといたします。
 - ③契約期間満了時以前に当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日から翌年12月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降これにならうものといたします。
- (3)当社は、本契約の契約期間満了前に解約または他の契約(一般ガス供給約款もしくは他の選択約款もしくは他ガス小売事業者の定める契約)に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合は、その申込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません((4)において同じ)。
- (4)当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約(一般ガス供給約款もしくは他の選択約款もしくは他ガス小売事業者の定める契約)への変更を申込みされた場合は、その申込みを

承諾しないことがあります。

6. 早収料金

当社は、別表を適用して早収料金を算定いたします。

7. 精算

4(適用条件)の条件を満たさないでガスをご使用の場合は、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日(当該日が定例検針日と同日の場合はその日)の翌日までさかのぼって精算させていただきます。この場合の精算額は、一般ガス供給約款に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額とさせていただきます。

8. 解約

- (1)お客さまは、4(適用条件)に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、その場合は、本契約を解約したものとみなします。
- (2)(1)に基づく解約日は、4(適用条件)に定める適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日(当該日が定例検針日と同日の場合はその日)といたします。
- (3)本契約の契約期間満了後または契約解約後は、一般ガス供給約款に基づく契約の申込みがあったものとして取り扱うことがあります。

9. 料金の支払方法

料金は、口座振替または払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、次の各号にかかげる場合は、払込みの方法によりお支払いいただきます。

- (1)一般ガス供給約款33(1)①および②に規定する料金
- (2)口座振替が不能となっている場合

10. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付則

この選択約款の実施期日

この選択約款は、2025年6月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 適用区分

料金表A 「冬期」に適用いたします。

料金表B 「その他期」に適用いたします。

2. 料金表 (消費税等相当額を含みます。)

料金表A

(1) 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	4, 290. 00円
-------------------	-------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	145. 04円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに一般ガス供給約款20(単位料金の調整)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表B

(1) 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	4, 290. 00円
-------------------	-------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	135. 85円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに一般ガス供給約款20(単位料金の調整)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。